



# 三重県公報

平成29年6月30日(金)

第 2916 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
440	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(地 域 福 祉 課)	2
441	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
442	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	2
443	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
444	水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準	(大気・水環境課)	3
445	水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準	( 同 )	13
446	水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準	( 同 )	23
447	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	31
<b>病院事業庁告示</b>			
2	公金の収納事務の一部委託	(病 院 事 業 庁)	31
<b>公 告</b>			
	水質汚濁防止法の規定による化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画	(大気・水環境課)	32
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	(担 手 支 援 課)	35
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	36
<b>共 済 組 合 公 告</b>			
	地方公務員等共済組合法の規定に基づく平成28年度決算の要旨	(市 町 行 財 政 課)	36
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 出 納 局 )	39
	落札者を決定した旨	( 警 察 本 部 )	42
<b>正 誤</b>			
	平成29年6月23日付け三重県公報第2914号	(技 術 管 理 課)	42

告 示
-----

**三重県告示第 440 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中村 康志	はり・きゅう治療院 な かむら	四日市市別名 6-8-9	平成 29 年 5 月 10 日
菱田 明里	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シ ティハイツK102号	平成 29 年 5 月 1 日
松下 拓磨	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シ ティハイツK102号	平成 29 年 5 月 1 日
伊藤 未里香	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シ ティハイツK102号	平成 29 年 5 月 1 日

**三重県告示第 441 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
阿比留 幸栄	しんまち鍼灸接骨院	四日市市平津新町 260-362	くぼた整骨 四日市市久保田一丁目 1-27 アダチビル 1F 西	平成 29 年 6 月 1 日

**三重県告示第 442 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中村 康志	はり・きゅう治療院 な かむら	四日市市別名 6-8-9	平成 29 年 5 月 10 日
菱田 明里	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シ ティハイツK102号	平成 29 年 5 月 1 日
松下 拓磨	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シ ティハイツK102号	平成 29 年 5 月 1 日
伊藤 未里香	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シ ティハイツK102号	平成 29 年 5 月 1 日

**三重県告示第 443 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
阿比留 幸栄	しんまち鍼灸接骨院	四日市市平津新町 260-362	くぼた整骨院 四日市市久保田一丁目 1-27 アダチビル 1F 西	平成 29 年 6 月 1 日

三重県告示第 444 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排水の汚濁負荷量について、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定めます。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和 55 年 7 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和 55 年 7 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第 5 条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
4	昭和 56 年改正政令の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
6	昭和 57 年改正政令の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 252 号。以下「昭和 63 年改正政令」という。）の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
8	昭和 63 年改正政令の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
10	平成 2 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 4 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 2 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 年政令第 240 号。以下「平成 3 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
12	平成 3 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 10 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 3 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
13	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 173 号。以下「平成 10 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
14	平成 10 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成 10 年 6 月 17 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 10 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 11 年政令第 412 号。以下「平成 11 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
16	平成 11 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成 12 年 3 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 11 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 13 年政令第 201 号。以下「平成 13 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
18	平成 13 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 13 年 7 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 13 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
19	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
20	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、Lc、Cc、Qc、Cc<sub>j</sub>、Cci、Cco、Qc<sub>j</sub>、Qci及びQcoは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Lc 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- Cc 別表に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Qc 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Cc<sub>j</sub> 別表に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Cci 別表に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Cco Ccと同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Qc<sub>j</sub> 平成3年7月1日（12の項にあつては平成3年10月1日、14の項にあつては平成10年6月17日、16の項にあつては平成12年3月1日、18の項にあつては平成13年7月1日、20の項にあつては平成24年5月25日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Qci 昭和55年7月1日（4の項にあつては昭和57年7月1日、6の項にあつては昭和58年1月1日、8の項にあつては平成元年3月28日、10の項にあつては平成3年4月1日）から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Qco 特定排出水の量（Qc<sub>j</sub>及びQciを除く。）（単位 1日につき立方メートル）

附 則

- 1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成24年三重県告示第110号）は、廃止する。
- 3 この告示の施行後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCc<sub>j</sub>の値に関しては、平成31年3月31日までの間、なお従前の例による。

別表

項番号	業種区分	特定排出水量の区分	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）		
			Cc、Cco	Cci	Cc <sub>j</sub>
2	畜産農業		70	70	60
3	天然ガス鉱業		60	60	60
4	非金属鉱業		20	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		40	40	30
6	乳製品製造業 （平成8年9月1日前の特定施設に係る量）		30	30	20
					30
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	50	50	30
		ロ	40	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業		40	40	30
9	寒天製造業		55	55	55
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		30	30	20
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20
12	冷凍水産物製造業		30	30	20
13	冷凍水産食品製造業		40	40	30
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	40	40	30
		ロ	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		40	40	30
16	野菜漬物製造業		40	40	30
17	味そ製造業		70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		70	70	40
19	うま味調味料製造業		20	20	20

20	ソース製造業		30	30	30
21	食酢製造業		40	40	30
22	砂糖精製業		40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		50	50	30
24	小麦粉製造業		30	30	30
25	パン製造業		30	30	20
26	生菓子製造業		40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業		40	40	30
28	米菓製造業		40	40	40
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。）		40	40	30
30	植物油脂製造業	イ	50	40	30
		ロ	40	40	30
31	動物油脂製造業		40	40	30
32	食用油脂加工業		40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		50	50	40
34	穀類でんぷん製造業		50	50	40
35	めん類製造業		50	30	30
37	豆腐・油揚製造業	イ	50	30	30
		ロ	30	30	30
38	あん類製造業	イ	70	70	40
		ロ	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業		30	20	20
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		30	30	30
41	清涼飲料製造業		20	20	20
42	果実酒製造業		30	30	30
43	ビール製造業		30	30	30
44	清酒製造業		30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業		30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20
47	配合飼料製造業		20	20	20
48	単体飼料製造業		20	20	20
49	有機質肥料製造業		20	20	20
50	たばこ製造業		30	20	20
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		30	30	30
55	繊維工業（整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		75	75	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	100	80	80
		ロ	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		50	50	50

62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		60	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		100	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。）		30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40
71	A	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30
	B	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業であって、接着機洗浄水を循環するもの	10	10	10
75	木材薬品処理業		20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		70	70	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		70	70	70
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		50	40	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		30	20	20
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		40	40	40

89		機械すき和紙製造業		60	60	60
90		手すき和紙製造業		90	90	80
91		塗工紙製造業		20	20	20
92		段ボール製造業		30	30	15
93		重包装紙袋製造業		70	70	70
94		セロファン製造業		30	30	15
95		乾式法による繊維板製造業		40	40	40
96		繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		80	80	60
97		パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）		25	25	25
100		印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		50	50	50
101		製版業		50	50	50
102		窒素質・りん酸質肥料製造業		30	30	30
103		複合肥料製造業		30	30	30
104		化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		30	30	30
105		ソーダ工業		20	20	20
106		電炉工業		20	20	20
107	A	無機顔料製造業		20	20	20
	B	無機顔料製造業（黄鉛製造工程を有するもの）		60	60	50
108	A	無機化学工業製品製造業（整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	20	20
	B	無機化学工業製品製造業（硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程に係るもの）		40	40	40
	C	無機化学工業製品製造業（希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程に係るもの）		50	50	50
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		60	60	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（青酸誘導品含有排水を排出する工程）に係るもの		150	150	150
	C	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程）に係るもの		100	80	80
	D	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの（エピクロルヒドリン製造工程）に係るもの		140	130	130
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		50	50	30
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（合成染料又は合成染料中間物の製造工程）に係るもの		190	190	180
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		30	30	30
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程）に係るもの		70	70	70
	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		40	40	40



112	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（乳化重合法による合成ゴム製造工程）に係るもの		60	60	50
	C	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（クロロブレンゴム製造工程）に係るもの		130	130	130
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの		50	50	50
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（有機ゴム薬品製造工程）に係るもの		270	260	260
	C	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（有機農薬原体製造工程）に係るもの		180	180	160
114		石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）		60	50	40
115	A	脂肪族系中間物製造業		60	60	50
	B	脂肪族系中間物製造業（青酸誘導品含有排水を排出する工程に係るもの）		210	210	190
	C	脂肪族系中間物製造業（塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程に係るもの）		110	80	80
	D	脂肪族系中間物製造業（エピクロロヒドリン製造工程に係るもの）		140	130	130
116		メタン誘導品製造業		30	30	20
117		発酵工業		120	110	110
118		コールドール製品製造業		120	120	120
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		50	50	30
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（合成染料又は合成染料中間物の製造工程に係るもの）		190	190	190
120	A	プラスチック製造業		30	30	20
	B	プラスチック製造業（メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に係るもの）		70	60	50
	C	プラスチック製造業（硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程に係るもの）		60	60	50
121	A	合成ゴム製造業		40	40	40
	B	合成ゴム製造業（乳化重合法による合成ゴム製造工程に係るもの）		70	70	70
	C	合成ゴム製造業（クロロブレンゴム製造工程に係るもの）		130	130	130
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）		50	50	50
	B	有機化学工業製品製造業（有機ゴム薬品製造工程に係るもの）		150	150	150
	C	有機化学工業製品製造業（有機農薬原体製造工程に係るもの）		180	180	160
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		50	40	20
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		30	30	30
125	A	合成繊維製造業		30	20	20
	B	合成繊維製造業（アクリル系繊維製造工程に係るもの）		60	40	30

126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		40	40	30
127	石けん・合成洗剤製造業		10	10	10
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		40	40	40
129	塗料製造業		40	40	40
130	印刷インキ製造業		40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業 （平成8年9月1日前の特定施設に係る量）		80	80	60
					70
132	医薬品製剤製造業		40	30	30
133	生物学的製剤製造業		30	30	30
134	生薬・漢方製剤製造業		20	20	20
135	動物用医薬品製造業		60	60	50
136	A	火薬類製造業	20	20	20
	B	火薬類製造業（硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程に係るもの）	60	60	50
137	農薬製造業		30	30	20
138	合成香料製造業		120	110	110
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		30	30	20
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		20	20	20
143	写真感光材料製造業		10	10	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		40	40	40
145	イオン交換樹脂製造業		160	160	130
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）		50	40	40
147	A	石油精製業	20	20	20
	B	石油精製業（潤滑油製造工程を有するもの）	30	30	30
148	A	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30
	B	潤滑油製造業（硫酸洗浄工程を有するもの）	40	40	40
149	コークス製造業		180	180	90
150	石油コークス製造業		70	70	50
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		10	10	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		60	40	40
153	A	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20
	B	ゴム製品製造業（曲がり管製造工程に係るもの）	50	40	40
154	なめしかわ製造業		100	100	100
155	毛皮製造業		50	50	50
156	板ガラス製造業		10	10	10
157	板ガラス加工業		10	10	10
158	ガラス製加工素材製造業		10	10	10
159	ガラス容器製造業		10	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		50	50	50
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		40	30	30

164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10	
165	生コンクリート製造業		10	10	10	
166	コンクリート製品製造業		10	10	10	
167	セメント製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）		10	10	10	
168	黒鉛電極製造業		20	20	20	
169	砕石製造業		20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業		20	20	20	
172	うわ薬製造業		20	20	20	
173	A	高炉による製鉄業	10	10	10	
	B	高炉による製鉄業（コークス炉を有するもの）	40	30	30	
175	フェロアロイ製造業		20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		20	20	20	
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）		20	20	20	
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）		20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業		20	20	20	
182	鋼管製造業		20	20	20	
183	伸鉄業		10	10	10	
184	磨棒鋼製造業		10	10	10	
185	引抜鋼管製造業		10	10	10	
186	伸線業		10	10	10	
187	ブリキ製造業		20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業		20	20	20	
189	めっき鋼管製造業		20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業		20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10	
192	鍛鋼製造業		10	10	10	
193	鍛工品製造業		10	10	10	
194	鋳鋼製造業		10	10	10	
195	鋳鉄铸件製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）		10	10	10	
196	鋳鉄管製造業		10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業		10	10	10	
198	鉄粉製造業		10	10	10	
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10	
200	非鉄金属製造業		10	10	10	
201	電気めっき業		イ	50	40	40
			ロ	40	40	40
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		イ	20	10	10
			ロ	10	10	10
203	一般機械器具製造業		20	10	10	

204	電子回路製造業		イ	30	20	20
			ロ	20	20	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業			10	10	10
206	輸送用機械器具製造業		イ	30	10	10
			ロ	20	10	10
207	精密機械器具製造業			10	10	10
208	ガス製造工場			20	20	20
209	下水道業			30	20	20
210	空瓶卸売業			30	20	20
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）			40	30	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			50	50	30
213	A	飲食店		50	40	30
	B	飲食店（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
214	A	宿泊業	イ	60	50	30
			ロ	50	40	30
	B	宿泊業（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
215	リネンサプライ業			50	50	30
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			40	40	30
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			60	60	60
219	自動車整備業			20	20	20
220	A	病院	イ	40	30	30
			ロ	30	30	30
	B	病院（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,001 人以上のもの）		30	30	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,000 人以下 501 人以上のもの）		40	30	30
	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,000 人以下 501 人以上のものであって、昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のもの）		40	40	30
	D	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものであって、平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるもの）		30	30	30
	E	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものであって、平成 18 年 2 月 1 日以降に設置され、建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		20	20	20

222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限る。）	60	60	40
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものであって、昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のもの）	70	70	40
	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものであって、平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるもの）	30	30	30
223	A	し尿処理業（日平均排水量が 3,000 m <sup>3</sup> 以上のものであって、し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20
	B	し尿処理業（日平均排水量が 3,000 m <sup>3</sup> 未満のものであって、し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	40	30
	C	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）	30	20	20
224	ごみ処理業		30	30	30
225	廃油処理業		20	20	20
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		20	20	20
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40
228	と畜場		40	40	40
229	中央卸売市場		30	20	20
230	地方卸売市場		30	30	30
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）		30	30	30
232	A	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）	70	40	40
	B	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）	10	10	10

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

三重県告示第 445 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排水の汚濁負荷量について、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおり定めます。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
--	-------------	--------

1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第 5 条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni 及び Qno は、それぞれ次の値を表すものとする。

Ln 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

Cn 別表に掲げる窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Qn 特定排水水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Cni 別表に掲げる窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Cno Cn と同じ値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Qni 平成 14 年 10 月 1 日（4 の項にあつては、平成 24 年 5 月 25 日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水水の量（単位 1 日につき立方メートル）

Qno 特定排水水の量（Qni を除く。）（単位 1 日につき立方メートル）

附 則

- この告示は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- 水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準（平成 24 年三重県告示第 111 号）は、廃止する。
- この告示の施行後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水水の量を除く特定排水水の量に係る Cn、Cno 及び Cni の値に関しては、平成 31 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。

別表

項番号	業種区分		特定排水水の区分	窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	
				Cn、Cno	Cni
2	A	畜産農業		60	60
	B	畜産農業（総面積が 50 m <sup>2</sup> 以上の豚房施設を有するもの）		60	60
3	天然ガス鉱業			60	60
4	非金属鉱業			10	10
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		イ	40	10
			ロ	25	10
6	乳製品製造業			20	10
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）		イ	35	10
			ロ	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業			20	10
9	寒天製造業			20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			20	10
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			25	10

12	冷凍水産物製造業		35	10
13	冷凍水産食品製造業		40	10
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	40	15
		ロ	35	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		25	10
16	野菜漬物製造業		15	10
17	味そ製造業		25	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		45	10
19	うま味調味料製造業		20	10
20	ソース製造業		20	10
21	食酢製造業		20	10
22	砂糖精製業		15	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		20	10
24	小麦粉製造業		20	10
25	パン製造業		15	10
26	生菓子製造業		25	10
27	ビスケット類・干菓子製造業		20	10
28	米菓製造業		20	10
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	10
30	植物油脂製造業		20	10
31	動物油脂製造業		20	10
32	食用油脂加工業		15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		20	10
34	穀類でんぷん製造業		20	10
35	めん類製造業		20	10
37	豆腐・油揚製造業		25	10
38	あん類製造業		15	10
39	冷凍調理食品製造業		20	10
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		20	10
41	清涼飲料製造業		20	10
42	果実酒製造業		15	10
43	ビール製造業		15	10
44	清酒製造業		20	10
45	蒸留酒・混成酒製造業		20	10
46	インスタントコーヒー製造業		20	10
47	配合飼料製造業		15	10
48	単体飼料製造業		20	10
49	有機質肥料製造業		20	10
50	たばこ製造業		20	10
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）		20	10
55	繊維工業（整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの		20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		15	10

58		繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの		10	10
59	A	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	イ	20	10
			ロ	15	10
	B	繊維工業で織物機械染色整理工程（綿織物捺染工程）に係るもの		60	10
60		繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		20	10
61		繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		15	10
62		繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		15	10
63		繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	イ	25	15
			ロ	20	10
64		繊維工業で不織布製造工程に係るもの		20	10
65		繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		15	10
66		繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		20	10
67		繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		20	10
68		繊維工業（整理番号 55 の項から前項に掲げるものを除く。）		15	10
69		一般製材業又は木材チップ製造業		20	10
71		合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		15	10
75		木材薬品処理業		20	10
76		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		10	10
77		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		10	10
78		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		10	10
79		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10
80		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10
81		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10
82		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10
83		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10
84		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		10	10
85		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		10	10



86		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		10	10
87		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		10	10
88		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		10	10
89		機械すき和紙製造業		10	10
90		手すき和紙製造業		10	10
91		塗工紙製造業		10	10
92		段ボール製造業		10	10
93		重包装紙袋製造業		10	10
94		セロファン製造業		20	10
95		乾式法による繊維板製造業		20	10
96		繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
97		パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10
100		印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		20	10
101		製版業		20	10
102	A	窒素質・りん酸質肥料製造業		15	10
	B	窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア製造工程に係るもの）		40	30
	C	窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア誘導品製造工程に係るもの）		200	200
	D	窒素質・りん酸質肥料製造業（尿素製造工程に係るもの）		700	700
103		複合肥料製造業		15	10
104		化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10
105		ソーダ工業		10	10
106		電炉工業		15	10
107		無機顔料製造業		30	20
108	A	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）		35	35
	B	無機化学工業製品製造業（バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）		50	40
	C	無機化学工業製品製造業（酸化コバルト製造工程に係るもの）		140	40
	D	無機化学工業製品製造業（モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）		50	40
	E	無機化学工業製品製造業（イットリウム酸化物製造工程に係るもの）		50	40
	F	無機化学工業製品製造業（酸化銀製造工程に係るもの）		50	40
	G	無機化学工業製品製造業（酸化ジルコニウム製造工程に係るもの）		100	40
	H	無機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程に係るもの）		120	60
	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		15	10

109	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの	50	40
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの	15	10
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの	35	15
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの	50	25
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの	35	10
114		石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10
115	A	脂肪族系中間物製造業	15	10
	B	脂肪族系中間物製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	45	25
116		メタン誘導品製造業	25	10
117		発酵工業	15	10
118		コールタール製品製造業	375	170
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	10
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	30	20
120	A	プラスチック製造業	10	10
	B	プラスチック製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）	55	20
121	A	合成ゴム製造業	15	10
	B	合成ゴム製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）	40	20
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	25	10
	B	有機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	55	25
	C	有機化学工業製品製造業（イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程に係るもの）	25	15
	D	有機化学工業製品製造業（メラミン製造工程に係るもの）	850	850
	E	有機化学工業製品製造業（化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）に係るもの）	25	10
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	10	10
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10

125	A	合成繊維製造業		10	10
	B	合成繊維製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		50	35
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		10	10
127		石けん・合成洗剤製造業		15	10
128		界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
129		塗料製造業		15	10
130		印刷インキ製造業		15	10
131	A	医薬品原薬・製剤製造業		30	10
	B	医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		50	20
132		医薬品製剤製造業		10	10
133		生物学的製剤製造業		10	10
134		生薬・漢方製剤製造業		15	10
135		動物用医薬品製造業		15	10
136		火薬類製造業		15	10
137		農薬製造業		25	10
138		合成香料製造業		15	10
139		香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
140		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		15	10
142		ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		15	10
143		写真感光材料製造業		15	10
144		天然樹脂製品・木材化学製品製造業		10	10
145		イオン交換樹脂製造業		15	10
146		化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
147		石油精製業		30	15
148		潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10
149		コークス製造業		500	320
150		石油コークス製造業		20	10
151		自動車タイヤ・チューブ製造業		20	10
152		ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		10	10
153		ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		15	10
154		なめしかわ製造業		20	10
155		毛皮製造業		10	10
156		板ガラス製造業		10	10
157		板ガラス加工業		10	10
158		ガラス製加工素材製造業		10	10
159		ガラス容器製造業		10	10
160		理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10
161		卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10
162		ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		20	10
163		ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10
164		ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
165		生コンクリート製造業		10	10

166		コンクリート製品製造業		10	10
167		セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10
168		黒鉛電極製造業		10	10
169		碎石製造業		10	10
170		鉱物・土石粉碎等処理業		20	10
172		うわ薬製造業		10	10
173	A	高炉による製鉄業		10	10
	B	高炉による製鉄業（コークス製造工程に係るもの）		545	320
	C	高炉による製鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
175		フェロアロイ製造業		15	10
176		高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10
178	A	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		15	10
	B	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるもの限り、ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
179	A	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）		15	10
	B	熱間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
180	A	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）		10	10
	B	冷間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
181	A	冷間ロール成型形鋼製造業		10	10
	B	冷間ロール成型形鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
182	A	鋼管製造業		15	10
	B	鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
183	A	伸鉄業		10	10
	B	伸鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
184	A	磨棒鋼製造業		10	10
	B	磨棒鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		45	40
185	A	引抜鋼管製造業		15	10
	B	引抜鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
186	A	伸線業		15	10
	B	伸線業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
187		ブリキ製造業		10	10
188		亜鉛鉄板製造業		15	10
189		めっき鋼管製造業		15	10
190		めっき鉄鋼線製造業		15	10
191	A	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
	B	表面処理鋼材製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
192		鍛鋼製造業		10	10
193		鍛工品製造業		15	10
194		鋳鋼製造業		10	10

195		銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）		10	10
196		鋳鉄管製造業		10	10
197		可鍛鋳鉄製造業		10	10
198		鉄粉製造業		10	10
199	A	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
	B	鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
200		非鉄金属製造業		25	10
201	A	電気めっき業		20	10
	B	電気めっき業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		55	50
202	A	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	30	10
			ロ	20	10
	B	金属製品製造業（溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		40	25
C	金属製品製造業（アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		60	35	
203	A	一般機械器具製造業		20	10
	B	一般機械器具製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		20	10
	C	一般機械器具製造業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		30	15
204		電子回路製造業		20	10
205	A	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		20	10
	B	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く。）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		30	10
	C	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（半導体素子製造工程に係るもの）		20	15
206	A	輸送用機械器具製造業	イ	30	15
			ロ	20	10
B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		30	20	
207	A	精密機械器具製造業		10	10
	B	精密機械器具製造業（時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）に係るもの）		30	10
208		ガス製造工場		10	10
	A	下水道業（日平均排水量 30,000 m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。）		25	10
	B	下水道業（日平均排水量 30,000 m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。）		30	15

209	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		15	10
	D	下水道業（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの）		30	15
210	空瓶卸売業			20	10
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）			20	10
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			20	10
213	飲食店		イ	35	20
			ロ	30	20
214	宿泊業		イ	35	25
			ロ	35	25
215	リネンサプライ業			20	10
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			15	15
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			20	15
219	自動車整備業			15	15
220	病院		イ	35	20
			ロ	30	20
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が 501 人以上のもの）	イ	45	30
			ロ	40	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		25	20
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のもの）		50	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		30	20
223	A	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		20	10
	B	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）		20	10
	C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）		40	25
224	ごみ処理業			20	10
225	廃油処理業			15	10
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）			30	15
227	死亡獣畜取扱業			25	15
228	と畜場			25	15
229	中央卸売市場			20	15
230	地方卸売市場			20	15
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）			25	10
	A	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）		50	30

232	B	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）		25	20
	C	2 の項から前項までに分類されないもの（排煙脱硫施設（禁煙対策としてアンモニアを注入する設備を設置するものに限る。）に係るもの）		35	15

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

三重県告示第 446 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排水の汚濁負荷量について、りん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定めます。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第 5 条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 $L_p$ 、 $C_p$ 、 $Q_p$ 、 $C_{pi}$ 、 $C_{po}$ 、 $Q_{pi}$  及び  $Q_{po}$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$L_p$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

$C_p$  別表に掲げるりん含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

$Q_p$  特定排水の量（単位 1 日につき立方メートル）

$C_{pi}$  別表に掲げるりん含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）

$C_{po}$   $C_p$  と同じ値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

$Q_{pi}$  平成 14 年 10 月 1 日（4 の項にあつては、平成 24 年 5 月 25 日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1 日につき立方メートル）

$Q_{po}$  特定排水の量（ $Q_{pi}$  を除く。）（単位 1 日につき立方メートル）

附 則

- この告示は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- 水質汚濁防止法の規定に基づきりん含有量に係る総量規制基準（平成 24 年三重県告示第 112 号）は、廃止する。

- 3 この告示の施行後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る Cp、Cpo 及び Cpi の値に関しては、平成 31 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。

別表

項番号	業種区分		特定排出水の区分	りん含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	
				Cp、Cpo	Cpi
2	A	畜産農業		8	8
	B	畜産農業（総面積が 50 m <sup>2</sup> 以上の豚房施設を有するもの）		8	8
3	天然ガス鉱業			1	1
4	非金属鉱業			1	1
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		イ	8	2.5
			ロ	4	1
6	乳製品製造業		イ	5.5	1.5
			ロ	5	1
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）		イ	8	2
			ロ	8	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業			3	1
9	寒天製造業			3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			3	1.5
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			3	1
12	冷凍水産物製造業			3	1.5
13	冷凍水産食品製造業			4	1
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）		イ	5.5	2.5
			ロ	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			3	1
16	野菜漬物製造業			2.5	1
17	味そ製造業			4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			8	1.5
19	うま味調味料製造業			7	1
20	ソース製造業			3	1
21	食酢製造業			3	1.5
22	砂糖精製業			1.5	1
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			6	1.5
24	小麦粉製造業			3	1.5
25	パン製造業			2.5	1
26	生菓子製造業			7.5	1
27	ビスケット類・干菓子製造業			3	1
28	米菓製造業			3	1.5
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。）			3	1.5
30	A	植物油脂製造業	イ	4.5	1.5
			ロ	3.5	1
	B	植物油脂製造業（米糠を原料として使用するもの）		4	1
31	動物油脂製造業			2	1
32	食用油脂加工業			2.5	1
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			2	1
34	穀類でんぷん製造業			5.5	1.5



35	めん類製造業		3	1
37	豆腐・油揚製造業	イ	7.5	2.5
		ロ	4.5	1
38	あん類製造業	イ	8	1.5
		ロ	4	1
39	冷凍調理食品製造業		6	1
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		3.5	1
41	清涼飲料製造業		2.5	1
42	果実酒製造業		1.5	1
43	ビール製造業		3	1.5
44	清酒製造業		2.5	1
45	蒸留酒・混成酒製造業		2.5	1
46	インスタントコーヒー製造業		2.5	1
47	配合飼料製造業		2	1
48	単体飼料製造業		3.5	1
49	有機質肥料製造業		2	1
50	たばこ製造業		2	1
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		2	1
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		2	1
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		2	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	5.5	2
		ロ	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		3.5	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	イ	3.5	2
		ロ	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		1	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		1	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		1	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		2	1
68	繊維工業(整理番号55の項から前項に掲げるものを除く。)		2	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業		2	1
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業		1	1
75	木材薬品処理業		2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		1	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		1	1

78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		1	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		1	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		1	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		1	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		1	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		1	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		1	1
89	機械すき和紙製造業		1	1
90	手すき和紙製造業		1	1
91	塗工紙製造業		1	1
92	段ボール製造業		1	1
93	重包装紙袋製造業		1	1
94	セロファン製造業		1	1
95	乾式法による繊維板製造業		1	1
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		2	1
101	製版業		2	1
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		2	1
103	複合肥料製造業		16	1
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1
105	ソーダ工業		1.5	1
106	電炉工業		2	1
107	無機顔料製造業		1.5	1
108	A	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
	B	無機化学工業製品製造業（りん及びりん化合物製造工程に係るもの）	8	4

109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		1.5	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		6.5	4
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		1	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		2.5	1
111		石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		2	1
112		石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		2	1
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの		1	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		2.5	1
114		石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1
115	A	脂肪族系中間物製造業		2	1
	B	脂肪族系中間物製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		20	3.5
116		メタン誘導品製造業		2	1
117	A	発酵工業		1.5	1
	B	発酵工業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		1.5	1.5
118		コールタール製品製造業		2	1
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		2	1
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		8	4
120		プラスチック製造業		2	1
121		合成ゴム製造業		1.5	1
122	A	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1
	B	有機化学工業製品製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		5	2
	C	有機化学工業製品製造業（有機りん系農薬原体製造工程に係るもの）		2	1
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		2	1
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		2	1
125		合成繊維製造業		1	1
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		2	1
127		石けん・合成洗剤製造業		2	1
128	A	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
	B	界面活性剤製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		2.5	1.5
129		塗料製造業		2.5	1
130		印刷インキ製造業		2	1
	A	医薬品原薬・製剤製造業		2	1

131	B	医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		8	2
132		医薬品製剤製造業		2	1
133		生物学的製剤製造業		1	1
134		生薬・漢方製剤製造業		2	1
135		動物用医薬品製造業		2	1
136		火薬類製造業		1.5	1
137		農薬製造業		2	1
138		合成香料製造業		2	1
139		香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
140		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		2.5	1
142		ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		2	1
143		写真感光材料製造業		1.5	1
144		天然樹脂製品・木材化学製品製造業		1.5	1
145		イオン交換樹脂製造業		1	1
146	A	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1
	B	化学工業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する工程に係るもの）		2	1.5
147		石油精製業		1	1
148		潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
149		コークス製造業		1	1
150		石油コークス製造業		2	1
151		自動車タイヤ・チューブ製造業		2	1
152		ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		1	1
153		ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	2.5	1.5
	ロ		2	1	
154		なめしかわ製造業		2	1
155		毛皮製造業		2	1
156		板ガラス製造業		1	1
157		板ガラス加工業		1	1
158		ガラス製加工素材製造業		1.5	1
159		ガラス容器製造業		1	1
160		理化学用・医療用ガラス器具製造業		1	1
161		卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		1	1
162		ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		1	1
163		ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1
164		ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）		1.5	1
165		生コンクリート製造業		1	1
166		コンクリート製品製造業		1.5	1
167		セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1
168		黒鉛電極製造業		1	1
169		碎石製造業		1	1
170		鉱物・土石粉碎等処理業		1.5	1
172		うわ薬製造業		1	1
173		高炉による製鉄業		1	1

175	フェロアロイ製造業			1	1
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）			1	1
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）			1	1
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）			1	1
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲げるものを除く。）			1	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業			1	1
182	鋼管製造業			1	1
183	伸鉄業			1	1
184	磨棒鋼製造業			1	1
185	引抜鋼管製造業			1.5	1
186	伸線業			1	1
187	ブリキ製造業			2	1
188	亜鉛鉄板製造業			1	1
189	めっき鋼管製造業			1	1
190	めっき鉄鋼線製造業			1	1
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1
192	鍛鋼製造業			1	1
193	鍛工品製造業			2	1
194	鋳鋼製造業			1.5	1
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）			1	1
196	鋳鉄管製造業			1	1
197	可鍛鋳鉄製造業			1.5	1
198	鉄粉製造業			1	1
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1
200	非鉄金属製造業			1	1
201	A	電気めっき業	イ	4.5	1.5
			ロ	1.5	1
	B	電気めっき業（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		7.5	1.5
202	A	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	4.5	1.5
			ロ	2	1
	B	金属製品製造業（溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		4.5	1.5
C	金属製品製造業（アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		8	1.5	
203	一般機械器具製造業			2	1
204	電子回路製造業		イ	2.5	2
			ロ	2	1
	A	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		3	1

205	B	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く。）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		3.5	1
206	A	輸送用機械器具製造業	イ	4	2
			ロ	2	1
	B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）	イ	4.5	1
			ロ	3	1
207	精密機械器具製造業			1.5	1
208	ガス製造工場			2	1
209	A	下水道業（日平均排水量 30,000 m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。）		3	1
	B	下水道業（日平均排水量 30,000 m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。）		3	2
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		1	1
	D	下水道業（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。））		3	2
210	空瓶卸売業			4	2
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）			3.5	2
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			4	2.5
213	飲食店			4	2.5
214	宿泊業		イ	5	2.5
			ロ	4	2.5
215	リネンサプライ業			6	2.5
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			4.5	1.5
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			4	2
219	自動車整備業			3.5	2.5
220	病院		イ	5	2.5
			ロ	4	2.5
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が 501 人以上のもの）	イ	4	3
			ロ	3	3
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		1	1
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下 201 人以上のものに限るのもの）		4	3
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表又は建築基準法施行令第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		1	1
	A	し尿処理業（尿浄化槽に係るものを除く。）		2	1

223	B	し尿処理業（嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く）		2	1
	C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）		3	2.5
224	ごみ処理業			1.5	1
225	廃油処理業			1	1
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）			1.5	1
227	死亡獣畜取扱業			2.5	2
228	と畜場			6	2
229	中央卸売市場			4.5	2
230	地方卸売市場			4	1.5
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。）			4	1
232	A	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）		6	3
	B	2 の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）		4.5	3

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1 事業場当たりの総特定排出水量が 1 日当たり 400 立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

### 三重県告示第 447 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール東員  
員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地ほか 321 筆
- 2 東員町から聴取した意見  
意見なし
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 6 月 30 日から同年 7 月 31 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 病院事業庁告示

### 三重県病院事業庁告示第 2 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき公金の収納事務の一部を次のとおり委託しましたので、同法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

なお、公金の収納事務の一部委託（平成 29 年三重県病院事業庁告示第 1 号）は廃止します。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県病院事業庁長 長 谷 川 耕 一

1 公金名

三重県病院事業条例（昭和 41 年三重県条例第 60 号）第 12 条の規定に基づくこころの医療センター、一志病院及び志摩病院における使用料等

2 委託先及び委託の始期

病院名	委託先	委託の始期
こころの医療センター	トータルメディカルコンサルタント株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目 25 番 9 号	平成 29 年 7 月 1 日
	弁護士法人ライズ総合法律事務所 埼玉県さいたま市大宮区大門町 1 丁目 1 ミナトビル 5 階	平成 29 年 4 月 1 日
一志病院	株式会社ソラスト三重支社 三重県津市羽所町 375 百五・明治安田ビル 4 階	平成 17 年 7 月 1 日
	弁護士法人ライズ総合法律事務所 埼玉県さいたま市大宮区大門町 1 丁目 1 ミナトビル 5 階	平成 29 年 4 月 1 日
志摩病院	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号	平成 24 年 4 月 1 日
	弁護士法人ライズ総合法律事務所 埼玉県さいたま市大宮区大門町 1 丁目 1 ミナトビル 5 階	平成 29 年 4 月 1 日

公 告

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 第 1 項の規定により、総量削減計画を次のとおり定めましたので、同条第 5 項の規定により公告します。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

総量削減計画

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 3 の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 2 第 2 号ハに掲げる区域について、平成 28 年 9 月 30 日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

第 7 次「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」では、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁物質について、平成 26 年度の発生源別の削減目標量を定め、計画を着実に推進することにより、これらの目標量を達成した。

本計画においては、平成 31 年度を目標年度とする第 8 次水質総量削減の実施にあたり、発生源別の削減目標量を表 1 から表 3 のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量（COD）について

表 1 発生源別の削減目標量（トン／日）

	平成 31 年度における削減目標量	(参考) 平成 26 年度における量
生活排水	11	12
産業排水	11	11
その他	3	3
計	25	26

(2) 窒素含有量について

表 2 発生源別の削減目標量（トン／日）

	平成 31 年度における削減目標量	(参考) 平成 26 年度における量
生活排水	7	7
産業排水	5	5



そ の 他	10	10
計	22	22

(3) りん含有量について

表 3 発生源別の削減目標量 (トン/日)

	平成 31 年度における削減目標量	(参考) 平成 26 年度における量
生 活 排 水	0.7	0.8
産 業 排 水	0.6	0.6
そ の 他	0.3	0.3
計	1.6	1.7

2 削減目標量達成のための方途

伊勢湾における水環境改善を図るため、きれいで豊かな海の観点から、総合的な水環境改善対策を進めることにより、削減目標量の達成を図る。

(1) 生活排水からの汚濁発生源対策

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水の対策を適正かつ効率的に行うことが必要である。

このため、「生活排水処理アクションプログラム (三重県生活排水処理施設整備計画)」に基づき、市町と連携して、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進する。また、生活排水処理施設の適正な維持管理の徹底及び高度処理施設の導入等の生活排水対策を実施し、一層の汚濁負荷量の削減に努める。

なお、本計画の目標年度における、生活排水の処理がなされる人口の見込みは表 4 のとおりである。

表 4 生活排水の処理がなされる人口 (見込み)

年度	行政人口 (千人)	下水道処理人口 (千人)	浄化槽等人口 (千人)
31	1,574	871	420

注) 浄化槽等人口は、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、浄化槽により処理される人口を指す。

ア 下水道の整備

下水道の整備については、「生活排水処理アクションプログラム (三重県生活排水処理施設整備計画)」に基づき、効率的・効果的な促進を図る。

また、下水道の終末処理場については、維持管理の徹底及び高度処理の導入等により、排出水の水質の安定・向上を図る。

イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備

農業集落排水処理施設については、農業振興地域において、また、漁業集落排水処理施設については、漁港背後の漁業集落において、それぞれ、「生活排水処理アクションプログラム (三重県生活排水処理施設整備計画)」に基づき、施設の整備等を行うとともに、適正な維持管理により排出水の水質の安定・向上を図る。

コミュニティ・プラントについては、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、施設の整備等を行うとともに、適正な維持管理により排出水の水質の安定・向上を図る。

浄化槽については、集合処理施設の整備が困難な山間部や中小都市が散在する地域等において、「生活排水処理アクションプログラム (三重県生活排水処理施設整備計画)」に基づき地域の実情に応じた施設の整備を促進するとともに、高度処理型浄化槽の普及を図る。さらに、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

なお、浄化槽については、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)、浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) 及び三重県浄化槽指導要綱に基づき、適正な設置並びに保守点検・清掃及び法定検査の徹底により、放流水質の安定・向上を図る。

ウ し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、市町の一般廃棄物処理計画に基づき、施設の整備等を行うとともに、処理施設の維持管理の徹底により排出水の水質の安定・向上を図る。

エ 家庭における生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、市町と連携し、生活排水処理施設の適切な使用・管理等、家庭でできる雑排水対策についての普及・啓発を行う。

(2) 産業排水からの汚濁発生源対策

ア 総量規制基準の設定

総量規制基準が適用される指定地域内事業場については、これまで7次にわたる総量規制において汚濁負荷量削減のための対策により、かなりの削減が図られてきたことや、原材料等の使用の実態、排水処理技術水準の動向等を勘案し、適切な総量規制基準を定める。

基準値については、環境大臣が定めた

(ア) 「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号、平成23年一部改正、平成28年一部改正）

(イ) 「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号、平成23年一部改正、平成28年一部改正）

(ウ) 「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号、平成23年一部改正、平成28年一部改正）

に基づき定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。

イ 総量規制基準が適用される事業場等に対する対策

指定地域内事業場については、生産工程及び用水の合理化、排水処理施設の維持管理の徹底及び整備等により総量規制基準が遵守され、一層の汚濁負荷量の削減が図られるよう、水質汚濁防止法に基づき立入検査、水質検査等を行うとともに、制度の主旨や内容について周知を徹底する。

ウ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場については、「小規模事業場等排水処理対策指導要領」に基づき、実態に応じた排水処理の指導、助言を行う。

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル未満の工場・事業場については、排水の実態等を考慮し、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。

また、排水規制の適用を受けない工場・事業場については、排水の特性等について、その実態把握に努め、汚濁負荷量の削減対策、排水処理施設の設置等の必要な措置を講じるよう指導を行う。

(3) その他からの汚濁発生源対策

その他の農用地や畜産業、養殖業等の汚濁発生源については、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じて以下の対策を講じることにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 農地からの負荷削減対策

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」（平成11年法律第110号）、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（平成17年農林水産省）、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）等に基づき、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、環境負荷を低減する先進的な営農活動の支援及び施肥量の適正化により、過剰な化学肥料の使用を抑えること等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進する。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）、「三重県環境保全型畜産確立対策基本方針」等に基づき、畜産農家の現地調査等を実施し、家畜排せつ物処理施設の管理等に関する技術的助言や改善指導を行い汚濁負荷量の削減を図る。

ウ 養殖漁場の環境改善等

養殖漁場の環境改善等を図るため、漁場適正利用協議会において「持続的養殖生産確保法」（平成11年法律第51号）、「三重県魚類養殖指針」に基づく養殖漁場の環境管理の推進体制を整備し、養殖漁場利用の適正化を図る。

なお、地域の実情に応じて、漁場内の水質、底質の改善を図るため、適切な措置を講ずる。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 自然浄化能力の再生

藻場・干潟及び浅場を保全するとともに、再生・創出の推進を図ることにより、伊勢湾が持つ自然浄化機能や多様な生物循環機能の再生を図る。

なお、伊勢湾における干潟の再生を計画的に推進するため、今後、伊勢・三河湾海域干潟ビジョン策定等に向けた取組を進める。

河川整備の実施にあたっては、河川が有している自然環境に配慮した川づくりを進める。

(2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進

水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖、貝類増養殖等を推進するとともに、物質循環を補完するため、水生生物の安定的な漁獲を推進する。

また、漁船漁業、採貝漁業及び養殖漁業（のり等の藻類養殖）の持続的な発展を通じて生物量並びに生物生産力の増大を図るとともに、特にのり等の藻類養殖における栄養塩の適切な確保にも配慮し、物質循環の健全化を推進する。

(3) 底質改善対策等の取組の推進

水質改善に資するための浚渫、覆砂等の底質改善対策や窪地の埋め戻し等の対策については、現状や改善効果、周辺環境への影響の把握等に努め、また、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、地域特性に応じて、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。

(4) 監視体制の充実

公共用水域の水質汚濁及び汚濁負荷量、赤潮や貧酸素水塊の発生状況等を把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、国及び関係する県市等との連携のもと、水質調査、指定地域内事業場に対する立入検査等、効果的な監視体制の充実を図る。

(5) 情報発信、普及・啓発

水質総量削減をより効果的に推進するには、関係市町、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、総量削減の主旨及び内容について、自治体のホームページ等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努める。

県民に対しては、家庭でできる生活排水対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童生徒に対しては、水環境の保全に対する正しい知識が得られるよう、普及・啓発に努める。

(6) 調査研究の推進

関係する国、県市、大学等研究機関などと連携し、伊勢湾の海域環境悪化や貧酸素水塊の発生原因とその対策等に関する調査研究に取り組む。

また、漁場環境の保全と持続的な利用のため、内湾域における養殖動態に関する調査研究と情報提供を行うとともに、赤潮による被害軽減に関する研究、生物生産力を維持するための栄養塩レベルの把握に関する研究、淡水域における生物多様性の保全、生産性の向上に関する研究を行う。

海域の自然再生機能を有する藻場や干潟を効率的に保全再生する技術開発を行うとともに、藻場・干潟による自然浄化機能等の生態系サービスを定量化し、客観的に評価するための研究を行う。

(7) 中小企業者に対する金融支援

中小企業者の排水処理施設の設置、改善等に対する金融支援制度（三重県環境・防災対策等促進資金融資等）の活用を図り、水質汚濁防止施設の整備を促進する。

(8) 多様な主体との連携

このような対策、取組の実施にあたっては、県民一人ひとり、NPO、漁業者、民間事業者、行政などの多様な主体が有機的に連携して取り組むことが重要であり、伊勢湾を豊かで親しめる身近な海として実感しながら、地域の実情に応じた自主的な環境保全活動の拡大と活性化が図られるよう取り組んでいく。

また、伊勢湾の再生に向け、多様な主体と連携し、国の関係省庁と三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」で策定した「伊勢湾再生行動計画」を推進していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成29年6月30日

三重県知事 鈴木英敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木くずれ 4917 ほか 3 筆
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字林崎 1443-1 ほか 70 筆
株式会社 古御門ライス	松阪市八重田町 788-4	松阪市上ノ庄町字花田 2560
高瀬 和美	松阪市小野江町 1133	松阪市星合町字西ノ庄 101-1 ほか 1 筆

## 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

## (2) 縦覧期間

平成 29 年 6 月 30 日から同年 7 月 13 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（一般）熊野北部地区（農用地の改良又は保全）計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成 29 年 7 月 3 日から同月 31 日まで

## 3 縦覧の場所

熊野市役所農業振興課（熊野市井戸町 796）

共 済 組 合 公 告
-------------

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、平成 28 年度決算の要旨を公告します。

平成 29 年 6 月 30 日

三重県市町村職員共済組合理事長 西 田 健

(単位：千円)

損益計算書の要旨

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (会館)	宿泊 (サンパルラ志摩)	貯金	貸付	物資
負担金	6,170,550	16,162,301	881,605	199,743		213,840	222,440					
掛金	6,228,362	10,266,942	881,597				216,723					
施設収入・商品売上								19,107	21,150			163,032
利息及び配当金	266				71,326	117	93	72	326	639,838	137	1
その他の収入	651,919					104,392	22,416	30	58	6,460	65,410	27,515
他経理から繰入						39,592			20,000			
前年度支払準備金	823,966											
計	13,875,063	26,429,243	1,763,202	199,743	71,326	357,941	461,672	19,209	41,534	646,298	65,547	190,548
給付	5,459,457											
役員員給与						116,556	26,796	7,972		21,525	26,485	3,985
旅費・事務費						15,652	3,193	214	167	972	1,552	374
商品仕入												155,259
飲食材料費												
委託費						7,430	6,616	162	688	1,958	2,433	1,505
支払利息					71,326					569,316	27,483	3,063
前期高齢者納付金	3,397,475											
後期高齢者支援金	2,296,538											
老人保健拠出金	50											
退職者給付拠出金	148,578											
介護納付金	944,713											
連合払込金	733,026	26,429,243	1,763,202	199,743		109,756	5,179				3,148	
他経理へ繰入	39,592						20,000					
その他の支出	4,735					43,548	348,717	13,004	61,568	7,576	9,531	24,182
次年度支払準備金	819,866											
計	13,844,030	26,429,243	1,763,202	199,743	71,326	292,942	410,501	21,352	62,423	601,347	70,632	188,368
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	31,033					64,999	51,171	△2,143	△20,889	44,951	△5,085	2,180

(単位：千円)

貸借対照表の要旨

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (会館)	宿泊 (サンベール志摩)	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	3,020,401	1,604,051	112,020	1,433	398,856	635,100	96,271	513,970	5,200,691	67,976	301,785
	固定資産				12,898,588	675		93,133	1,075,516	42,705,540	2,254,792	
	繰延資産											
資産合計	3,020,401	1,604,051	112,020	1,433	12,949,190	399,531	635,100	189,404	1,589,486	47,906,231	2,322,768	301,785
負 債	流動負債	587,366	1,604,051	112,020	1,433	3,121	27,141	1,644	1,061	46,843,831	617	19,839
	固定負債	819,866			12,949,190	126,552	23,706	8,623		47,710	1,065,211	199,795
	負債合計	1,407,232	1,604,051	112,020	1,433	12,949,190	129,673	50,847	10,267	46,891,541	1,065,828	219,634
資 本	資本剰余金							107,250	1,554,107			
	利益剰余金又は 欠損金(△)	1,613,169				269,858	584,253	71,886	34,318	1,014,690	1,256,940	82,151
	資本合計	1,613,169				269,858	584,253	179,136	1,588,425	1,014,690	1,256,940	82,151
負債・資本合計	3,020,401	1,604,051	112,020	1,433	12,949,190	399,531	635,100	189,404	1,589,486	47,906,231	2,322,768	301,785

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成29年6月30日

三重県知事 鈴木英敬

**1 入札に付する事項**

- (1) 委託業務名  
三重県財務会計・予算編成支援システム再構築S I 支援委託業務
- (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が入札説明書で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間  
契約締結の日から平成32年2月28日（金）までとします。
- (4) 委託業務履行場所  
三重県津市広明町13番地 三重県庁  
三重県津市栄町1丁目891番地 吉田山会館

**2 入札参加者及び落札者に必要な資格**

- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。  
エ 平成29年度「三重県財務会計・予算編成支援システム再構築及び運用支援業務委託契約」の受託者（以下「財務システム再構築契約受託事業者」といいます。）及びその関連事業者でないこと。  
なお、その関連事業者とは、以下のいずれかの要件を満たす事業者をいう。  
(ア) 資本金においては財務システム再構築契約受託事業者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有又はその出資の総額の50%を超える出資があること。  
(イ) 人事面においては代表権を有する役員が、財務システム再構築契約受託事業者の代表権を有する役員を兼ねていること。

**3 入札に関する事項**

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

**4 入札者に求められる義務**

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成29年7月26日（水）13時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
  - (4) 2(2)エを証明する資料
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納総務課総務班 担当 掛橋、牧口  
電話 059-224-2771 ファクシミリ 059-224-2784
  - (2) 契約条項を示す場所  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納総務課財務電算班 担当 堤、河合  
電話 059-224-2763 ファクシミリ 059-224-2784
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 入札説明書の配布方法  
本公告日から平成29年7月26日（水）まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知  
平成29年8月4日（金）までに通知します。
  - (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年8月10日（木）14時30分まで  
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 平成29年8月10日（木）14時30分  
なお、入札書は平成29年8月1日（火）から同月10日（木）14時30分までの間に到着するように郵送してください。  
送付先  
〒514-0006 三重県津市広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留  
受取人 三重県出納局出納総務課総務班  
案件名 三重県財務会計・予算編成支援システム再構築S I 支援委託業務入札書在中
  - (7) 開札の日時及び場所  
日時 平成29年8月10日（木）15時  
場所 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局出納総務課
  - (8) 入札方法等に関する事項  
ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税（平成29、30年度：8%、平成31年度：平成31年10月1日適用開始の消費税法（昭和63年法律第108号）の改正を反映した消費税率）を含む平成29・30・31年度の3か年の合計額（免税業者にあつては、契約希望金額）を記載するものとします。  
イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
ウ 契約保証金



契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、入札説明書によります。

### 7 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract :

System Integration of Mie Prefecture Financial and Budgeting System

#### (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30. P.M. on Thursday, August 10, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, August 1, 2017 and 2:30 P.M. on Thursday, August 10, 2017.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, August 10, 2017.

- (4) Managing Authority :  
 General Affairs Division, Treasury Bureau, Mie Prefecture  
 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
 TEL: 059-224-2771

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年6月30日

三重県警察本部長 難波 健太

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 微量薬物分析システム賃貸借契約                              |
| 2 | 担当部局    | 津市栄町一丁目100番地<br>三重県警察本部警務部会計課用度係             |
| 3 | 落札者決定日  | 平成29年6月12日                                   |
| 4 | 落札者     | 三重県津市栄町三丁目123番地1<br>百五リース株式会社<br>代表取締役 國分 昭男 |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 31,172,400円<br>契約金額 33,666,192円         |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札                                       |
| 7 | 入札公告日   | 平成29年4月28日                                   |

## 正 誤

平成29年6月23日付け三重県公報第2914号に登載しました、一般競争入札を行う旨の特定調達公告中  
 ページ 行

22 下から1

誤

ウ 再度入札を行う場合の入札書提出締切日時は以下のとおりです。

正

ウ 再度入札を行う場合は、別途通知します。

ページ 行

23 1～7

誤

第2回入札書提出日 平成29年8月4日（金）10時まで

第3回入札書提出日 平成29年8月4日（金）15時まで

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成29年8月3日（木）15時10分

（再度入札を行う場合）

第2回入札書開札日時 平成29年8月4日（金）10時10分

第3回入札書開札日時 平成29年8月4日（金）15時10分

正

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成29年8月3日（木）15時10分

（再度入札を行う場合）

別途通知します。

ページ 行

24 21及び22

誤

2nd Submission Deadline : 10:00 A.M. on Friday, August 4, 2017

3rd Submission Deadline : 3:00 P.M. on Friday, August 4, 2017

正

Submission Deadline will be notified separately.

ページ 行

24 26 及び 27

誤

Date and Time of the 2nd opening : 10:10 A.M. on Friday, August 4, 2017

Date and Time of the 3rd opening : 3:10 P.M. on Friday, August 4, 2017

正

Date and Time of the opening will be notified separately.

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---